

浜松市市勢功労者表彰候補推薦要領

制定	平成 18 年	3 月 15 日
改正	平成 20 年	3 月 10 日
改正	平成 23 年	4 月 1 日
改正	平成 23 年	8 月 1 日
改正	平成 29 年	1 月 27 日
改正	平成 30 年	1 月 14 日
改正	令和 元年	1 月 17 日

浜松市市勢功労者表彰条例（平成 17 年浜松市条例第 369 号）及び浜松市市勢功労者表彰条例施行規則（平成 17 年浜松市規則第 283 号）に基づく表彰の候補者推薦要領は、次のとおりとする。

1 用語の定義

- (1) 附属機関 審議会、審査会、協議会等その名称のいかんを問わず、市民や有識者が市長等の求めに応じ、行政執行の前提として必要となる調査、審議、審査、調停等を行うための機関であって、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定するものをいう。よって要綱や内規に基づく設置機関は含まれない。
- (2) 団体役員 団体の理事以上を指し、監事、評議員、幹事は含まれない。
- (3) 合併旧市町村 旧 11 市町村（旧浜北市、旧天竜市、旧舞阪町、旧雄踏町、旧細江町、旧引佐町、旧三ヶ日町、旧春野町、旧佐久間町、旧水窪町及び旧龍山村）及び旧可美村を指す。

2 推薦基準

候補者の推薦にあたっては、系統団体及び各機関との協調を保ち、適格者を正確に把握するよう努める。

(1) 総体的事項

ア 叙勲、褒章又は静岡県表彰条例（昭和 24 年静岡県条例第 2 号）に基づく表彰を既に受けている者であっても、推薦の対象とすることができる。

イ 浜松市表彰条例、浜北市功労者表彰に関する条例、天竜市表彰条例、舞阪町表彰条例、雄踏町表彰条例、細江町政功労者条例、引佐町表彰条例、三ヶ日町表彰条例、

春野町表彰条例、佐久間町表彰条例、水窪町顕彰条例又は龍山村表彰条例に基づく表彰により、既に表彰を受けている者については、合併日（平成17年7月1日）以後に、特に優れた功績を重ねた場合にのみ推薦の対象とすることができる。

ウ 元職者（表彰日時点において主要功績職を退任している者）を優先して推薦するものとする。ただし、候補者バランスや個々の受賞環境を踏まえ、現職者の推薦を妨げるものではない。

エ 団体は表彰の対象としない。

(2) 具体的事項

推薦の対象となる基準職及び基準年数については、以下に定めるとおりとし、基準年数との照合に用いる在職年数は「半月単位」をもって計算するものとする。

なお、月の15日以前に就任したものは1日に、月の16日以降に就任したものは16日にそれぞれ就任したものとみなし、月の15日以前に離任したものは15日に、月の16日以降に離任したものは末日にそれぞれ離任したものとみなす。

(3) 基準年数等

以下に示す基準を満たす者については、候補者として推薦することができる。

各分野共通

浜松市附属機関委員（委員長歴任者に限る。） 10年以上

委員在職年数の算定にあたっては次の注釈を適用する。

同時期に複数の附属機関委員として在職していた者は、いずれかひとつの職の在職年数をとりあげることとし、重複して通算しない。

附属機関委員長在職期間はその全期間を、同副委員長在職期間はその2分の1の期間を、それぞれ委員在職年数に加算すること。

合併旧市町村における附属機関委員歴を併せ持つ場合は、合併旧市町村委員在職期間（委員長在職期間はその全期間を、副委員長在職期間はその2分の1の期間を、それぞれ委員在職期間に加算した期間）の2分の1を委員在職年数に加算すること。

各種団体役員（アからキの各分野に示す特記団体は除く。） 15年以上

役員在職年数の算定にあたっては次の注釈を適用する。

同時期に複数の団体役員として在職していた者は、いずれかひとつの職の在職年数

をとりあげることとし、重複して通算しない。

< A 県、浜松市又は旧浜松市全域を活動範囲に含む団体の場合 >

団体長在職期間はその全期間を、副団体長在職期間はその2分の1の期間を、それぞれ役員在職年数に加算すること。

< B 上記A以外を活動範囲とする団体の場合 >

団体長在職期間はその全期間を、副団体長在職期間はその2分の1の期間を、それぞれ役員在職年数に加算したうえで、当該通算期間の2分の1を役員在職年数とする。

その他特に優れた功績のあった者

上記要件で推薦する場合は、秘書課に対して事前協議を行なうこと。

ア 市政の進展に貢献し、功績顕著な者

浜松市長・浜松市議会議員

職名区分	基準年数	複数職を歴任した者に対する在職年月数の割合		備考
浜松市長	12年	基準職		
浜松市議会議員	議長歴任者	15年	1/2	基準職 議長又は副議長在職歴を要件とする。
	副議長歴任者	20年		
合併旧市町村長		1/2	1/1	
合併旧市町村議会議員		1/4	1/2	

在職年数の算定にあたっては次の注釈を適用する。

浜松市議会議員及び合併旧市町村議会議員について、議長在職期間はその全期間を、副議長在職期間はその2分の1の期間を、それぞれの議会議員在職年数に加算すること。

浜松市長及び浜松市議会議員について、双方の職歴を有する場合は、浜松市長を基準職として換算すること。

浜松市自治会連合会会長 1年以上

同 副会長 2年以上

基準職の年数要件に加え、単位自治会長在職年数を10年以上必要とする。

選挙管理委員会委員 < 区選挙管理委員会委員を除く >

10年以上

委員在職年数の算定にあたっては次の注釈を適用する。

委員長相当職の在職期間を委員在職年数に加算すること。

合併旧市町村における行政委員歴を併せ持つ場合は、合併旧市町村委員在職期間（委員長相当職の在職期間を委員在職期間に加算した期間）の2分の1を、委員在職年数に加算すること。

市選挙管理委員会委員が区選挙管理委員会委員長歴を併せ持つ場合は、区選挙管理委員会委員長在職期間を委員在職年数に加算すること。

人事委員会委員 < 公平委員会委員を含む >

10年以上

委員在職年数の算定にあたっては次の注釈を適用する。

委員長相当職の在職期間を委員在職年数に加算すること。

合併旧市町村における行政委員歴を併せ持つ場合は、合併旧市町村委員在職期間（委員長相当職の在職期間を委員在職期間に加算した期間）の2分の1を、委員在職年数に加算すること。

固定資産評価審査委員会委員

10年以上

委員在職年数の算定にあたっては次の注釈を適用する。

委員長相当職の在職期間を委員在職年数に加算すること。

合併旧市町村における行政委員歴を併せ持つ場合は、合併旧市町村委員在職期間（委員長相当職の在職期間を委員在職期間に加算した期間）の2分の1を、委員在職年数に加算すること。

監査委員 < 公務員出身の常勤委員を除く >

10年以上

委員在職年数の算定にあたっては次の注釈を適用する。

委員長相当職の在職期間を委員在職年数に加算すること。

合併旧市町村における行政委員歴を併せ持つ場合は、合併旧市町村委員在職期間（委員長相当職の在職期間を委員在職期間に加算した期間）の2分の1を、委員在職年数に加算すること。

イ 教育、学術、文化又はスポーツの振興に貢献し、その功績が顕著な者

教育委員会委員

8年以上

ウ 経済産業の振興に貢献し、その功績が顕著な者

浜松商工会議所会頭 3年以上

同 副会頭 6年以上

会頭及び副会頭在職期間を通算した在職年数が6年以上の場合も対象となる。

農業委員会委員<会長歴任者に限る> 10年以上

委員在職年数の算定にあたっては次の注釈を適用する。

委員長相当職の在職期間を委員在職年数に加算すること。

合併旧市町村における行政委員歴を併せ持つ場合は、合併旧市町村委員在職期間（委員長相当職の在職期間を委員在職期間に加算した期間）の2分の1を、委員在職年数に加算すること。

エ 社会福祉の増進又は民生の安定に貢献し、その功績が顕著な者

浜松市民生児童委員協議会会長 2年以上

同 副会長 4年以上

会長及び副会長在職期間を通算した在職年数が4年以上の場合も対象となる。

基準職の年数要件に加え、民生児童委員在職年数（会長在職期間はその全期間を、副会長在職期間はその2分の1の期間を、それぞれ委員在職期間に加算した年数）を20年以上必要とする。

浜松市人権擁護委員連絡協議会会長 2年以上

同 副会長 4年以上

会長及び副会長在職期間を通算した在職年数が4年以上の場合も対象となる。

基準職の年数要件に加え、人権擁護委員在職年数（会長在職期間はその全期間を、副会長在職期間はその2分の1の期間を、それぞれ委員在職期間に加算した年数）を20年以上必要とする。

浜松市保護区保護司会連絡協議会会長 2年以上

同 副会長 4年以上

会長及び副会長在職期間を通算した在職年数が4年以上の場合も対象となる。

基準職の年数要件に加え、保護司在職年数（会長在職期間はその全期間を、副会長在職期間はその2分の1の期間を、それぞれ保護司在職期間に加算した年数）を20年以上必要とする。

浜松市社会福祉協議会会長	4年以上
同 副会長	8年以上

会長及び副会長在職期間を通算した在職年数が8年以上の場合も対象となる。

オ 保健衛生の向上に貢献し、その功績が顕著な者

冒頭の「各分野共通」を適用

カ 環境の保全に貢献し、その功績が顕著な者

冒頭の「各分野共通」を適用

キ 防災、防犯又は交通安全の推進に貢献し、その功績が顕著な者

浜松市消防団消防団長	2年以上
------------	------

同 消防副団長	4年以上
---------	------

消防団長及び消防副団長在職期間を通算した在職年数が4年以上の場合も対象となる。

基準職の年数要件に加え、消防団員歴を20年以上必要とする。

浜松市水防団団長	2年以上
----------	------

同 副団長	4年以上
-------	------

団長及び副団長在職期間を通算した在職年数が4年以上の場合も対象となる。

基準職の年数要件に加え、水防団員歴を20年以上必要とする。

旧浜北市における、団長在職期間を浜松市水防団団長在職年数に、副団長在職期間を浜松市水防団副団長在職年数に、それぞれ加算すること。

ク 前各号に掲げるもののほか、特に表彰に値すると市長が認める者

アからキに示す分野以外の領域において、その功績又は善行がこれらと同等と認められる者

アからキに示す分野のうち単独の分野では基準に該当しない者であって、複数の分野にわたり功績のあった者については、それぞれの功績を総合して判断し、功績が極めて顕著な者

3 推薦書類作成要領

(1) 書類作成要領

ア 用紙はA4版を用い、横書きとする。

イ 書類の提出部数は1部とする。

ウ 提出書類は次のとおりとし、様式は別紙様式各号による。

推薦書 (別紙様式第1号)

功績調書 (別紙様式第2号)

履歴書 (別紙様式第3号)

附 則

この要領は、平成18年 3月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年 3月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年 8月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年11月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年12月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月17日から施行する。